【中村税務署の確定申告会場は2月16日(火)開設】

中村税務署では、次の期間中、所得税・消費税・贈与税の申告会場を設置しています。

- ◆**設置場所** 中村税務署(所在地 四万十市中村新町4丁目4番地)
- ◆開設期間 2月16日(火)から3月15日(月)(土・日曜日および祝日は除く) 上記期間より前は、確定申告会場を設置していませんので、ご注意ください。 ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けています。 なお、確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が 必要です。「入場整理券」は、当日配付するほか、国税庁公式LINEアカウン トで事前発行できます。
- ◆受付時間 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時) 「入場整理券」の配付状況に応じて、受付を早めに締め切る場合や後日の来 場となる場合があります。
- ※税務署から送付された「確定申告のお知らせはがき」または「氏名等が印字された申告用 紙しをお持ちの方は、税務署または市町村で申告相談を受けられる際には必ずお持ちく ださい。
- ※申告書などを提出する際は、その都度マイナンバーの記載と本人確認書類(マイナンバ ーカードもしくは通知カードと運転免許証の両方など)の提示または写しの添付が必要 です。ご注意ください。

パソコンやスマホで自宅から確定申告ができます



「スマホ専用画面」利用対象範囲

- ○給与所得のみの方
- ○給与所得と公的年金など、 そのほかの雑所得のある方
- ○給与所得と一時所得のある 方
- ○給与所得と公的年金など、 そのほかの雑所得と一時所 得のある方
- ○公的年金など、そのほかの 雑所得のみの方
- ○公的年金など、そのほかの 雑所得と一時所得のある方
- ○一時所得のみの方



申告書の作成は こちらから



○お問い合わせ 中村税務署 ☎35-2135